



鳥労発基 0313 第 3 号
令和 8 年 3 月 1 3 日

関係団体の長 殿

鳥取労働局長



治療と就業の両立支援に関する診療報酬の改定について

日頃から、労働基準行政の推進にご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記につきまして、令和 8 年度診療報酬改定（令和 8 年 6 月 1 日適用）におきまして、治療と就業の両立支援に関する診療報酬「療養・就労両立支援指導料」について、見直しが行われたところです。

今般、その概要について、別添のとおり令和 8 年 3 月 5 日付け基安労発 0305 第 1 号をもって厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課長から通達がありましたので、貴団体におかれましてもご承知いただくとともに、傘下会員、関係事業場等に対する周知等に御協力を賜りますようお願い申し上げます。

ご参考 関係ホームページ等

○厚生労働省ホームページ「令和 8 年度診療報酬改定について」

URL https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_67729.html



○厚生労働省ポータルサイト「治療と仕事の両立支援ナビ」

URL <https://chiryoutoshigoto.mhlw.go.jp/>



○令和 8 年厚生労働省告示第 71 号

特掲診療料の施設基準等の一部を改正する件

URL <https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/001665195.pdf>

